

指定管理者制度と管理委託制度の比較

	指定管理者制度（新）	管理委託制度（旧）
管理運営主体	法人、その他の団体（法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可）	・公共団体 ・公共的団体（農協・漁協等） ・地方公共団体の出資法人（1/2以上の出資等）
法的性格	公の施設の管理権限の委任【管理の代行】	契約に基づく具体的な管理の事務、または業務の執行の委託【公法上の契約】
施設の管理権限	指定管理者が有する	地方公共団体が有する
施設の使用許可	条例の定めにより、指定管理者が行うことができる	地方公共団体

指定管理者制度導入後も施設の利用手続きなどの変更はありません。

指定管理者

定管理者制度運用指針」を定め、市が管理している約330ヶ所の公の施設について、個々の施設ごとに直営による管理とするか、指定管理者制度を導入するかを検討してきました。これに併せて、公の施設の管理運営業務への参入を検討して、もろうため、地元事業者や団体等を対象にした指定管理者制度勉強会や出前講座などを実施してきました。

現在、「市民駐車場ピット88」で指定管理者制度を導入しているほか、きぼく上場公園」と「農業研修管理棟」の2施設について、今年9月から制度を導入する予定で準備を進めています。そして、導入条件等が整っている他の公の施設についても今年度から導入を始め、平成20年度までの3年間で導入可能な施設の60%以上を指定管理者へ移行することを目指しています。なお、これらの公の施設の年次ごとの移行計画については、市ホームページ上に公開してあります。

～ 新たな施設管理運営方法～

制度を導入します

民間のノウハウを生かす「指定管理者制度」

「指定管理者制度」とは、多様化する住民ニーズに対応するため、文化会館や公園、公民館などの公の施設の管理に民間のノウハウを生かして、より効率的で充実したサービスを提供することで、住民サービスの向上や経費の削減、地域の活性化などを旨とするものです。これまで市の出資団体や公共的団体などに限定されていた公の施設の管理運営が、指定管理者制度が創設されたことにより、議会の議決を経ることで、民間事業者やNPOなどが行うことも可能になりました。また、原則として市が条例で定める利用料金の範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて利用料金を設定し、自らの収入とすることが出来ます。

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、これまでの管理委託制度が廃止され、「指定管理者制度」が創設されました。これにより、民間事業者やNPOなどの団体も公の施設の管理運営を行えるようになりました。現在、市では、公の施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するための準備を進めています。

公の施設

福祉施設	保育所、養護老人ホーム、児童館など
体育施設	体育館、陸上競技場、プールなど
教育文化施設	公民館、図書館、文化会館、資料館など
公園	都市公園など

市役所庁舎・消防分団詰め所などの公用施設は除きます。

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、多くの住民が利用できる施設のことです。

指定管理者制度導入への取り組み

市では、指定管理者制度の導入を積極的に推進するため、指

【問い合わせ】

市民行政経営改革課
0994311153

市内の主な公の施設



市民いこいの森運動広場



児童センター



農産物等直売施設（みどりの停車場）



串良B & G海洋センター



王子遺跡資料館



武道館



大塚山公園



オレンジパーク串良



串良平和アリーナ



吾平屋内ゲートボール場



吾平山陵公園



鶴峰東地区ふれあいセンター



きぼく上場公園



輝北天球館



玉泉寺公園



鉄道記念館



文化会館



物産館



民族館



高隈グリーンカントリー



観光物産総合センター